

## 東京都内アスベスト補助制度一覧(調査・分析)

令和5年4月1日現在

補助制度の名称	補助要件	補助額	申込み期間	所管部署連絡先
千代田区 アスベスト含有調査助成	民間の建築物(申込は、建物所有者に限る。)	吹付アスベスト含有調査費用を1棟につき25万円を限度に助成 ※事前相談が必要。まず、お問い合わせください	令和5年4月3日から令和5年12月8日	環境まちづくり部建築指導課構造審査係又は安全対策担当 電話:03-5211-4315
港区 港区アスベスト対策費助成	○助成対象となる建築物 アスベストを含有する吹付け材または保温材を使用し、または使用した疑いのある建築物 ○助成対象者 ①区内に対象となる建築物を所有する個人または中小企業者 ②区内にある共同住宅の管理組合の代表者	吹付け材等のアスベスト含有検査に要する費用の1/2相当額(上限10万円)	毎年度1月7日まで(3月10日までに完了報告書の提出ができる、かつ3月31日までに助成金請求書を提出できること。ただし、予算がなくなり次第終了)	環境リサイクル支援部環境課環境指導アセスメント係 電話:03-3578-2111(内線2492、4804)
新宿区 新宿区吹付けアスベスト含有調査費助成金	新宿区内にある建築基準法の違反が無い建築物のうち、吹付けアスベストが使用されているおそれのある建築物を所有する個人、中小企業者及び分譲マンション等の管理組合の代表者が実施する吹付けアスベスト含有調査費用に関する助成	含有調査費(消費税相当額を除く)の10/10 ただし、上限25万円/棟	毎年度4月当初から12月頃 (予算がなくなり次第終了)	都市計画部建築調整課 電話:03-5273-3544
	新宿区吹付けアスベスト調査員派遣	区が委託した調査員を派遣し、含有調査を無料で実施する。	毎年度4月当初から12月頃 (予算がなくなり次第終了)	都市計画部建築調整課 電話:03-5273-3544
文京区 アスベスト調査分析専門員派遣事業	区内民間建築物の所有者、管理組合(解体・改修前提の場合を除く)	無料	令和6年1月31日まで(予算がなくなり次第終了)	資源環境部環境政策課 電話:03-5803-1260
台東区 民間建築物アスベスト対策費助成	今後継続して使用する建築物であって、屋内外にアスベスト含有の可能性のある吹付け材が露出した状態で使用されている住宅、兼用住宅、共同住宅等	調査に要した費用の2分の1、かつ、以下の限度額以内 ・簡易調査:10,000円 ・簡易調査以外の調査:100,000円	期限なし	都市づくり部建築課監察担当 電話:03-5246-1340
墨田区 民間建築物アスベスト確認調査助成金	吹付け石綿またはアスベスト含有のおそれがある吹付けロックウールに関する分析調査費用を助成 【助成対象】 墨田区内に建築物を所有する個人、中小企業法に定める中小企業、学校法人、社会福祉法人、医療法人等(国、地方公共団体その他これに準じる団体を除く。)、または分譲共同住宅の管理組合	分析調査費用の半額(消費税を除く。)を助成する。ただし、10万円を上限とする。	当該年度中(予算がなくなり次第終了。)※調査分析前の申請	資源環境部 環境保全課指導調査担当 電話:03-5608-6210
江東区 江東区アスベスト分析調査助成	対象者:区内に建築物を有する中小企業、学校法人、社会福祉法人、医療法人等(国、地方公共団体その他これに準じる団体を除く)、区内に建築物を有する個人、区内にある分譲共同住宅の管理組合 対象経費:アスベストを含有している可能性のある吹付け材又は保温材等が使用されている区内的建築物について、専門調査機関によるアスベスト分析調査に要する費用(建築物1棟につき1回限り)	調査費用の2分の1以内 限度額:10万円	当該年度中(予算がなくなり次第終了)	環境清掃部 環境保全課指導係 電話:03-3647-6147
品川区	アスベスト分析調査助成	助成件数:6件(先着順) 助成対象:建築物等に使用されているアスベストの有無が目視、設計図書等による調査によっても明らかにならなかつた場合に専門機関が実施する分析調査費 助成対象者:(1)対象建築物を所有する個人および中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定するもの)(管理組合の設立されている建築物の所有者を除く。)(2)管理組合の代表者(3)その他区長が必要と認める者 助成対象建築物:品川区内の申請者自らの住宅および従業員の住宅、業務に使用する事務所、作業所、店舗、倉庫、駐車場であって、建築基準法による建築確認を受けた建築物の他、工作物に該当する立体駐車場	含有分析調査費の10/10相当 上限5万円/棟	令和6年3月25日まで(年度毎)※調査実施後6か月以内の事後申請制 品川区都市環境部環境課指導調査係 電話:03-5742-6751
	石綿等使用状況調査	助成件数:4件(先着順) 調査内容:区の委託業者が目視による石綿等使用状況調査を実施し、石綿の正しい取り扱いについてアドバイスする。 ※壁の裏など見えない部分は対象外、どのような建物であっても延床面積300平方メートルまでを調査対象範囲とする。 調査対象者:(1)対象建築物の所有者等(区分所有者含む)(2)管理組合の代表者(3)申請建築物等の賃借人(所有者の同意を得た者)(4)その他区長が必要と認める者 調査対象建築物:品川区内の住宅、事務所、作業所、店舗、駐車場等	無料	年度内に立ち入りできる期間まで 品川区都市環境部環境課指導調査係 電話:03-5742-6751
目黒区 目黒区アスベスト調査助成	建築物に吹付け材等のアスベスト(石綿)と疑われる建材が使用されており、その建材のアスベストの含有等について専門の検査機関に分析調査を依頼する費用を助成する。 【対象者】区内に建築物を有する者、区内にある分譲集合住宅の管理組合代表者、区内に建築物を有する中小企業の事業者 【対象建築物】申請者が区内に有する建築物で、平成18年8月31日以前に建築されたもの 【対象建材】吹付け材(レベル1)、耐火被覆材、保温材、断熱材等(レベル2)及び仕上げ塗材(レベル3)のうち、スレート板、せっこうボード等の成形板を除く)で、建築物の設計図書、建築年次、使用用途などから推測し、アスベスト含有の可能性があるもの	費用の半額(限度額:戸建10万円、集合住宅20万円、事業用建築物20万円)を助成する。	調査完了後1年以内	環境保全課公害対策係 電話:03-5722-9384
大田区 大田区吹付けアスベスト分析調査費助成	区内にある建築物に使用されている吹付け建材について、そのアスベスト含有分析調査に要した費用を助成する。 【助成対象】次に該当し、個人は住民税、法人は法人住民税を納付済の者。 ・建物所有者(複数の方で所有している場合は、過半数が同意した代表者)。 ・中小企業基本法に規定する会社又は個人・区分所有建築物は、建物の区分所有者団体の代表者 ・建物の使用者又は管理者で、分析調査をすることについて所有者から承諾を受けた者 【対象建築物】区内にある建物で、平成9年3月31日以前に竣工していること。	分析調査機関に支払った費用及び現場調査に要した費用の合計の半額で、10万円が限度。交付は原則として1棟につき1回。	特になし	まちづくり推進部建築調整課建築相談担当 電話:03-5744-1383
世田谷区 令和5年度世田谷区民間建築物アスベスト含有調査助成事業	(1) 平成18年9月30日以前に建築された民間建築物の吹付け材であること。 (2) 申請者が次のいずれかに該当すること。 ①区内にある助成対象建築物の所有者(個人・法人) ②区内にある助成対象建築物を管理する管理組合 (3)アスベスト含有調査に「建築物石綿含有建材調査者」が関与し、専門の調査機関による分析を行うこと。	上限25万円/棟	令和5年6月1日(木)から令和5年10月31日(火)	環境政策部環境保全課 電話:03-6432-7137
板橋区 板橋区アスベスト分析調査費補助金交付申請制度	アスベスト分析調査を行う建築物等を板橋区に所有する法人又は個人。同一申請者については年度内1回。同一建築物等については申請者が異なる場合でも、1回のみ補助する。	アスベスト分析調査費用の10分の10(5万円を上限)	随時	環境政策課生活環境保全係 03-3579-2594

補助制度の名称		補助要件	補助額	申込み期間	所管部署連絡先
練馬区	練馬区建築物等アスベスト調査費用助成	①吹付け材の成分分析調査 ②空気環境測定 ※建築用仕上塗材は助成対象外	・戸建て住宅 助成率 調査費用の2分の1 限度額 5万円 ・分譲共同住宅、賃貸共同住宅、事業所等 助成率 調査費用の2分の1 限度額 10万円	当該年度中	環境部環境課環境規制係 電話:03-5984-4712
足立区	足立区吹付アスベスト分析調査助成制度	平成18年8月31日までに建築された建築物または工作物 ・対象建築物・工作物につき1回を限度	調査費用の1/2(千円未満切り捨て、 上限10万円)	調査を行ったのと同じ年度 内で、工事の着工の7日前 まで	環境部生活環境保全課アス ベスト対策係 電話:03-3880-8041
葛飾区	葛飾区民間建築物アスベスト調査助成	助成対象建築物・屋内外においてアスベストを含有する可 能性のある吹付け材が使用されている住宅(兼用住宅を含 む)及び共同住宅 助成対象者:建築物の所有者	住宅又は兼用住宅の場合:1件につき 10万円を限度として、調査費用の1/2 共同住宅の場合:1件につき30万円を限 度として、調査費用の1/2 ※千円未満の端数があるときは切り捨 てとする。	令和5年4月1日から令和5 年12月15日	都市整備部建築課建築安 全係 電話:03-5654-8552
江戸川区	江戸川区アスベスト調査費助成金	吹付け材・断熱材・保温材・耐火被覆材(レベル1, 2)を有す る建築物に係るアスベスト含有調査	アスベスト調査費用の半額、建築物1棟 あたり上限10万円(1,000円未満切り捨 て)	平成17年4月1日以降に調 査を行ったもの	環境部環境課指導係 電話:03-5662-1995
八王子市	八王子市民間建築物に係る吹付けアスベスト 等含有調査事業補助金	【目的】既存建築物の安全性の向上を目指し、アスベスト使 用や劣化の状況を把握することで、建築物の適切な維持管 理を促進するため、民間建築物に係るアスベストの含有調 査事業を行う建築物の所有者等に対し、毎年度の予算の範 囲内において補助金を交付する。 【補助内容】建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた建築 材料のうち、アスベストが含有されているおそれのある吹付 け材に係る、アスベストの含有の有無について行う定性分 析及びその含有量について行う定量分析の調査に補助。 【補助対象建築物】※いずれも満たすもの (1) 市内に存する民間建築物 (2) 国、地方公共団体その他の公共団体から、本補助制度 と同様の補助金の交付を受けていないもの (3) 5年以上除却する予定がないもの (4) 吹付けアスベスト等が施工されているおそれのあるもの (5) 平成元年12月31日までに、原則として確認済証が交 付されたもの (6) 木造及び一戸建ての住宅以外のもの (7) 延べ面積1,000平方メートル以上又は建築物の用途 が次に掲げるいずれかを含む延べ面積300平方メートル以 上のもの ア 建築基準法別表第一(い)欄(一)項に掲げる用途 イ ホテル及び旅館 ウ 建築基準法別表第一(い)欄(四)項に掲げる用途 (8) その他市長が不適当と認めるものではないこと  【補助対象者】※いずれも満たすもの (1) 補助対象建築物の所有者又は建物の区分所有等に關 する法律(昭和37年法律第69号)第3条に規定する区分所 有者の団体の代表者であること。 (2) 個人(共有の場合、共有者全員)又は法人及び団体並 びにその代表者の市税等の納付状況が既に納期の経過し た市税等を完納しているか、市税等が非課税であること。 (3) 八王子市暴力団排除条例第2条に規定する者でないこ と。	含有分析調査費用の10/10 上限25万円/棟(1棟1回限り)	補助申請を行った年度内に 工事が完了し、補助金の交 付請求を同一年度の2月末 日までに行うことができる期 間(予算がなくなり次第終 了)	まちなみ整備部建築指導課 監察担当 電話:042-620-7386
府中市	府中市吹付けアスベスト等飛散防止対策促進 事業助成	【対象建築物】 ・平成18年8月31日までに建築基準法の規定による確認を 受けた建築物であって、吹付けアスベスト等を使用したおそ れのあるもの。 ・延べ面積が1,000平方メートル以上又は建築物全体の延 べ面積が300平方メートル以上の建築物であって、次に掲げ る用途が含まれるもの。 ア 集会場その他の建築基準法別表第1(い)欄(一)項に 掲げる用途 イ ホテル又は旅館 ウ 飲食店、物品販売業を営む店舗その他の建築基準法 別表第1(い)欄(四)項に掲げる用途 【助成対象】 ・建築物の所有者 ・分譲マンション:当該分譲マンションにおける区分所有法 第3条に規定する団体又は区分所有者の合意によって選出 された代表者 ・共同で所有する建築物:共有者全員の合意によって選出 された代表者	含有調査費用の10/10 限度額:10万円	当該年度中(予算がなくなり 次第終了)	都市整備部住宅課 電話:042-335-4173